精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）

受給者証交付事務補助業務にかかる労働者派遣契約書（案）

兵庫県精神保健福祉センター（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次のとおり労働者派遣契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、その雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を別紙「精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付事務補助業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載した条件に適合するように甲に派遣し、甲の指揮命令に従って業務に従事させ、甲は、これに対して乙に派遣料を支払うものとする。

（業務内容）

第２条　派遣労働者は、別紙仕様書に記載された業務に従事するものとする。

（派遣期間）

第３条　この契約の期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（派遣料）

第４条　派遣料は、１時間当たりの単価を金　　　　　円（うち消費税及び地方消費税の額　金　　　円）とする。

２　派遣労働者の就業が、時間外労働、深夜労働、休日労働に及ぶ場合は、労働基準法に基づき算出される割増料金を、乙は甲に請求することができるものとする。

３　甲が支払う費用は派遣料のみとし、派遣料に交通費や雇用保険料等必要な経費が全て含まれているものとする。甲が乙に支払う金額は、時間単価（税抜き）に派遣労働者の勤務時間数を乗じて求めた金額に、消費税及び地方消費税を加算した額とする。

４　乙は、前項に基づき算出された派遣料の当該月分を翌月１０日までに甲に書面にて請求し、甲は請求日から３０日以内に乙へ支払うものとする。

（契約保証金）

第５条　乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金　　　　　円を納付する。ただし、

乙が履行保証保険契約の締結を行った場合は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（または契約保証金は免除する。）

（就業）

第６条　派遣労働者は、甲の指定する場所において就業するものとする。勤務場所、勤務曜日、勤務時間その他具体的就業事項は仕様書のとおりとする。

２　乙は、派遣労働者が休暇、病気等の事情により就業することができない場合は、甲に対しできる限り事前に報告する。

３　甲は、派遣労働者が休暇、病気等の事情により就業することができない場合には、当該時間数分の振替を求めることができる。

　（甲の規則等の遵守）

第７条　乙は、乙の派遣労働者に対して、甲の職場秩序を維持するため、甲が指示する諸規則に従わせなければならない。

　（派遣労働者の交代等）

第８条　甲は、乙の派遣労働者が次のいずれかの事情が発生した場合、甲はその理由を示して派遣労働者の交代を求めることができる。

（１）派遣労働者が業務に必要な要件を著しく欠いている場合

（２）派遣労働者が正当な理由なく、指揮命令・指示に従わない場合

（３）派遣労働者の作業状況が著しく誠意を欠くと認められる場合

（４）その他、業務の遂行に当たって、甲が不適当と考える事由が生じた場合

（派遣労働者に対する責任）

第９条　乙は、派遣労働者に対する課税の負担、その他人事管理に関する関係法令の適用について、派遣先使用者責任を除く、一切の責任を負わなければならない。

　（便宜供与）

第10条　甲は、派遣労働者に対し、派遣先が雇用する労働者が利用する設備について、同様に利用することが出来るよう努めなければならない。

　（苦情処理）

第11条　苦情処理担当者は、派遣労働者からの苦情の申し立てを受けた場合に、甲及び乙の担当者間で連絡を密にし、適切且つ迅速な処理を図り、その結果を派遣労働者に通知することとする。

（秘密の保持）

第12条　乙は、委託事務の処理に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第13条　乙は、委託事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第14条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第15条　乙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

３　乙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

４　前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

５　乙は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（３次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、４次委託等以降も同様とする。

６　再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

７　乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

（内容の変更等）

第16条　甲は、必要に応じて、委託事務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、派遣料又は派遣期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

（調査等）

第17条　甲は、乙の委託事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

２　乙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日（以下「契約終了日」という。）の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は、同様とする。

（危険負担）

第18条　成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（損害賠償）

第19条　業務に関して、乙或いは派遣労働者の責に帰すべき事由により、甲或いは第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において、その損害を賠償しなければならない。

（履行遅滞の場合の違約金）

第20条　乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。

２　前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（時間単価（税抜き）×６時間×196日で得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）につき年10.75パーセントの割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で派遣料を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の派遣料について計算した額とする。

（解除等）

第21条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

第21条の２　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認めたとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

第21条の３　甲は、第21条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

２　前２条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、契約金額（時間単価（税抜き）×６時間×196日で得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の10分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

３　前項の場合において、第５条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

４　前２条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

５　甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

第21条の４　甲は、甲の責めに帰すべき事由により派遣期間が満了する前に、この契約の解除を行おうとする場合、乙の合意を得ることはもちろん、あらかじめ相当の猶予期間をもって、乙に解除の申し入れを行うものとし、乙から請求があった場合は、理由を乙に対し書面により明らかにしなければならない。

２　甲は、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとし、これが出来ない場合は、少なくとも契約解除に伴い、乙が派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならない。

第21条の５　前条により乙が、派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、また、乙がやむを得ない事由により、派遣労働者を解雇する場合において、甲による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより、乙が解雇の予告をしないときは３０日分以上、予告をした日から解雇の日までの期間が３０日に満たないときは、解雇の日の３０日前の日から予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないものとする。

第21条の６　甲は乙と十分に協議した上で、適切な善後策を講ずるものとし、甲及び乙の双方の責めに帰すべき事由がある場合は、甲及び乙のそれぞれの責めに帰すべき部分の割合についても十分に考慮するものとする。

（暴力団等の排除）

第22条　甲は、第24条第１号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は第15条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

２　第21条の３第２項から第５項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第23条　乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

２　乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第24条　甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第25条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

（適正な労働条件の確保）

第26条　乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（遅延利息）

第27条　乙は、第20条第１項又は第21条の３第２項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3.0％の割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

（賠償の予約）

第28条　乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、契約金額（時間単価（税抜き）×６時間×196日で得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の10分の２に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。委託事務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の６による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第１項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前２号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（氏名等の公表）

第29条　甲は、乙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第17条第１項の規定による調査等に誠実に応じないときは、その旨及び乙の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）その他甲が必要と認める事項を公表することができる。

２　前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。

３　前２項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は、適用があるものとする。

　（帳簿等の備付け）

第30条　乙は、当該委託事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

（管轄裁判所）

第31条　この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（補則）

第32条　この契約書に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　神戸市中央区脇浜海岸通１丁目３番２号

　　　兵庫県精神保健福祉センター

　　　　　　　所　長　　柿　本　裕　一　　　　印

乙　〔所　　在　　地〕

　　〔名　　　　　称〕

　　〔代表者の職氏名〕　　　　　　　　　　　　印

誓　約　書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと

２　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号。）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

３　契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記１又は２に該当する者をその受託者としないこと

４　上記１、２及び３に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和　　年　　月　　日

兵庫県精神保健福祉センター所長　　様

所　 在 　地

名　　　　称

代表者職氏名

電　　　話　　（　　　　）　　　　－　　　　番

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電子メール

【個人情報取扱特記事項】

|  |
| --- |
| （基本的事項）  第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。  （収集の制限）  第２　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。  （目的外利用・提供の制限）  第３　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。  （安全管理措置）  第４　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。  （廃棄）  第５　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。  （秘密の保持）  第６　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。  （複写又は複製の禁止）  第７　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。  （特定の場所以外での取扱いの禁止）  第８　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、甲が指定する場所において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。  （事務従事者への周知及び指導・監督）  第９　乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。  （責任体制の整備）  第10　乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。  ２　乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。  （再委託の禁止）  第11　乙は委託事務の一部を第三者（乙の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。  ２　前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。  ３　乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（３次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、４次委託等以降も同様とする。  ４　再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。  ５　乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。  ６　乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。  （資料等の返還等）  第12　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。  （立入調査）  第13　甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。  （遵守状況の報告）  第14　甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。  ２　乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。  （事故発生時における報告）  第15　乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。  ２　乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。  ３　甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。  （契約の解除）  第16　甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。  ２　乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。  （損害賠償）  第17　甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。 |

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

|  |
| --- |
| （基本的事項）  第１　乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。  (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者 （当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）  (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）  （受注関係者に対する措置）  第２　乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。  ２　乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。  ３　乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。  ４　乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。  (1) 乙に対し第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。  (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。  （特定労働者からの申出があった場合の措置）  第３　甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。  ２　甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。  ３　乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。  ４　乙は、その雇用する特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。  ５　乙は、第１項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第２項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。  ６　乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。  ７　甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第３項、第５項、第４の第２項、第４項及び第５の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。  （労働基準監督署から意見を受けた場合の措置）  第４　甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。  ２　乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。  ３　甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。  ４　乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。  （労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置）  第５　乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。  ２　乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。  ３　乙は、受注関係者が第１項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。  ４　乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。  （契約の解除）  第６　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。  (1) 乙が、甲に対し 第４の第２項、第５の第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。  (2) 乙が、甲に対し 第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第２の第１項の誓約をした受注関係者に対して、第４の第３項に規定する指導及び第４の第４項、第５の第３項又は第４項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）  (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第２の第４項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）  （損害賠償）  第７　乙又は受注関係者は、第６の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。  （違約金）  第８　乙は、第６の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。  別表（第１関係）  労働関係法令  (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）  (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）  (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）  (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）  (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）  (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）  (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）  (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）  (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）  (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）  (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）  (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号） |

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

　　　精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付事務補助業務にかかる

労働者派遣契約

２　誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。

ア　県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ　労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。

(4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。

(5) 本契約に基づく業務において､次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア　県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ　最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和　　年　　月　　日

兵庫県精神保健福祉センター所長　　様

所　 在 　地

名　　　　称

代表者職氏名

電　　　　話　（　　　　）　　　　－　　　　番

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）

(2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）

(3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

(7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）

(8) 労働契約法（平成19年法律第128号）

(9) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

(11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）

(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）